

2025年12月18日

海外居住者向け国際配送・転送サービスに対する是正措置命令に関するおしらせ

株式会社商船三井（社長：橋本剛、本社：東京都港区、以下「当社」）は12月17日付で、当社の海外居住者向け国際配送・転送サービス「MOL CART」（以下「MOL CART事業」）において、取引時確認に不備があったとして経済産業省より犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」）第18条に基づき是正措置命令を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

当社は、本命令を厳粛に受け止め、是正措置を講じるとともに、関係者の皆さまの信頼回復に向けて、再発防止に努めてまいります。

記

1. 違反行為の内容

- 本人認証における容貌および本人書類の提示において、法令上認められているソフトウェア（撮影機能）による手法のみを認めているが、MOL CART事業では写真アップロードの手法も認めていたこと。
- 居住住所を証明する書類に関し、MOL CART事業では法律の定める範囲外の書類も許容していたこと。

2. 処分の根拠となった法令の条項

犯罪収益移転防止法第18条

3. 処分年月日

2025年12月17日

4. 本是正措置命令の主な内容

当社のMOL CART事業における違反行為に対し、以下の是正措置命令

- 犯罪収益移転防止法第4条第1項に規定する取引時確認義務に違反する契約について当該取引時確認を行うこと。
- 上記(1)の義務違反の発生原因を調査分析の上検証し、再発防止策を策定すること。当該再発防止策には、必要な体制の整備及び上記(1)以外の契約に係る取引時確認義務の実施計画についても含めること。
- 2026年1月22日までに、上記(1)の実施計画及び上記(2)の再発防止策を経済産業大臣宛てに文書により報告すること。
- 上記(1)の実施計画に基づき講じた措置を経済産業大臣宛てに文書（当該措置を証明するに足りる証票を添付すること）により報告すること。

5. 是正措置と再発防止策について

当社は本是正措置命令に基づき、再発防止策を速やかに講じております。既に、法令で認められる居住住所確認用補完書類の案内不備の是正は 2025 年 8 月に完了しております（上記違反行為 1.(2)）。また、本人の容貌の撮影および本人確認書類の送信において法令上必要な要素を満たすソフトウェアを使用して撮影し、送信する方法のみとする刷新開発は 2025 年 10 月に完了しました。あわせて既存のお客様による再度の本人認証の手続きを完了させるべく、鋭意取り組んでおります（上記違反行為 1.(1)、(2)）。なお、本是正措置命令に先立ち、当社においては MOL CART 事業の新規顧客登録の受付を停止しております。

以上